

## 第 1 回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要

日 時	平成 19 年 2 月 27 日 ( 火 ) 15 : 00 ~ 16 : 30
場 所	滋賀県庁別館大ホール ( 2 階 )
出 席 者	委員 : 池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局 : 伊藤琵琶湖環境部長、上田琵琶湖環境部技監、鈴木資源循環推進課長、中村最終処分場特別対策室長、井関総務課長、兼房総務課参事
傍 聴 者	8 名
次 第	1 開会 2 議事 (1) 検証委員会について ・ 委員紹介 ・ RD 最終処分場問題行政対応検証委員会設置要綱について ・ 委員長の選出について ・ 委員長職務代理者の指名について ・ 検証委員会の運営に係る取扱いについて (2) RD 最終処分場問題の経過概要について (3) RD 最終処分場問題における行政対応の検証の進め方について (4) その他 3 閉会
議事概要	<p>【RD 最終処分場問題行政対応検証委員会設置要綱について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「RD 最終処分場問題行政対応検証委員会設置要綱」を事務局より説明 ( 資料 1-2 )。また、今回の会議のみ事務局は琵琶湖環境部で行う旨を併せて説明。</li> </ul> <p>～ 質疑応答 ～</p> <p>( 池田委員 ) 報告のとりまとめの時期はいつまでか。 ( 事 務 局 ) 以後審議をいただきたいので、後ほど説明したい。</p> <p>【委員長の選出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 互選により池田委員を委員長に選出。</li> </ul> <p>【委員長職務代理者の指名について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 池田委員長より渡部委員を指名。</li> </ul> <p>【検証委員会の運営に係る取扱いについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「RD 最終処分場問題行政対応検証委員会の運営に係る取扱いについて」および「RD 最終処分場問題行政対応検証委員会傍聴要領 ( 案 )」を事務局より説明し、承認。</li> <li>・ 会議開催結果の概要については、開催日、委員参加状況、議事状況等をまとめ、各委員の確認を受けて、県のホームページ等により公表する。</li> <li>・ 議事録については事務局でとりまとめ、各委員の確認の上作成する。</li> </ul>

～ 質疑応答 ～

( 委 員 長 )

- ・傍聴要領については、県の情報公開条例で統一的な規定が定められていないか。

( 事 務 局 )

- ・滋賀県では統一的な規定はない。
- ・今回の傍聴要領（案）は一般的な内容の他に、県情報公開条例の非公開情報の規定に準じた内容を審議する場合に、非公開とする規定を盛り込んだものである。

【RD 最終処分場問題の経過概要について】

- ・「RD 最終処分場問題の経過概要について」を事務局より説明（資料2）。

～ 質疑応答 ～

( 宮本委員 )

- ・最終処分場埋立許可が昭和 54 年 12 月 26 日となっているが、当時の廃棄物処理法では廃棄物処理施設は届出制ではないか。
- ・今後の審議に当たり、住民団体等の苦情等は文書本体をお借りできるか。

( 事 務 局 )

- ・昭和 54 年 12 月 26 日は施設許可ではなく、業許可の日時である。
- ・今回の資料は一覧表として整理したもので、今後の審議に当たっては詳細な資料を提供する。

( 渡部委員 )

- ・平成 13 年 2 月 1 日の時点で住民団体等からドラム缶埋立に係る掘削場所についての見解書が提出された後、実際に掘削調査が行われた平成 17 年 9 月 30 日まで、時期が大きく開いている経緯はどのようなものか。
- ・平成 10 年 6 月 2 日の改善命令後、平成 10 年 7 月 3 日に大きく容量を増加した施設変更許可をしているが、その経緯はどのようなものか。

( 事 務 局 )

- ・掘削調査については、当時の資料が手元になく正確にお答えできないが、改善命令に基づく改善工事の実施などの経緯があり、今後資料等により状況を確認していただきたい。
- ・施設変更許可については、平成 10 年 6 月の改善命令で、計画量を超えた廃棄物が埋め立てられていたことが判明したため、法面の勾配緩和や周辺環境への問題も加味し、容量の増加した変更許可をしたという当時の記録がある。

【RD 最終処分場問題における行政対応の検証の進め方について】

- ・「RD 最終処分場問題における行政対応の検証の進め方について」を

事務局より説明。

～質疑応答～

(委員長)

- ・報告書の取りまとめを10月に行うことは可能か。

(宮本委員)

- ・他県の委員会に関わった経験からは、非常に困難というわけではない。
- ・翌年度に対応策を予算措置する必要性があると考えられる行政サイドの事情からも、適切な時期と考える。

(委員長)

- ・検証期間として、最終処分場が開設された昭和54年を始期とするのは妥当と考えるが、終期を自己破産の申立時期(平成18年)とするのは妥当か。

(渡部委員)

- ・自己破産により是正を行うことが出来なくなったことから、妥当と考えて良い。

(委員長)

- ・検証事項として、組織としての行政対応を対象とするということになるのか。

(宮本委員)

- ・この委員会の主眼は再発防止であり、委員会の議論としては組織的な責任のあり方を検証するべきと考える。
- ・個人の責任は、内部統括の問題として行政で考えるべきものとする。

【その他】

(事務局)

- ・検証期間の関係上、今後の日程調整については、以後二回程度を目安に日程を決めていただくようお願いしたい。

【閉会】

(委員長) これをもって、第1回の委員会を終了する。